# つくばみらい市農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和８年４月１０日（金）午後１時３０分から午後２時１５分まで

２．開催場所　つくばみらい市役所　谷和原庁舎　２階　第１・２会議室

３．出席者

農業委員（１０人）

| | | |
|---|---|---|
| 会長 | ５番 | 中山雅史 |
| 会長職務代理 | ４番 | 岡野幸雄 |
| 委員 | １番 | 中山一徳 |
| 委員 | ２番 | 古谷幸保 |
| 委員 | ３番 | 菊地典夫 |
| 委員 | ６番 | 中山茂 |
| 委員 | ７番 | 文藏雄嗣 |
| 委員 | ８番 | 仲井一人 |
| 委員 | ９番 | 山中正市 |
| 委員 | １０番 | 中山和広 |

農地利用最適化推進委員（１０人）

| | |
|---|---|
| 委員 | 田中茂 |
| 委員 | 飯田一夫 |
| 委員 | 澁谷正信 |
| 委員 | 文隨靖 |
| 委員 | 中島良昭 |
| 委員 | 根本誠一 |
| 委員 | 吉田義博 |
| 委員 | 稲見悦子 |
| 委員 | 瀬川仁 |
| 委員 | 飯泉秀夫 |

農業委員会事務局職員（４人）

| | |
|---|---|
| 事務局長 | 大久保慎太郎 |
| 事務局長補佐 | 福田涉 |
| 係長 | 飯山克彦 |
| 主事 | 北田あゆ美 |

４．欠席委員
　　なし

５．傍聴者
　　なし

６．議案
　議案第１号　　農地法第３条の規定による所有権移転の許可について
　議案第２号　　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
　議案第３号　　農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可について
　議案第４号　　農地改良協議に対する同意について
　議案第５号　　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
　議案第６号　　令和８年度最適化活動の目標の設定等（案）について

　報告事項
　　①農地法第５条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
　　②農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知書について
　　③制限除外の農地の移動届について

７．会議の概要

**１．事務局（大久保事務局長）**

定刻となりました。ただいまから令和８年４月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

ここで皆様にお願いがございます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにしていただきますようお願いいたします。

本総会は農業委員会等に関する法律第３２条により公開されております。議事録につきましても、同法第３３条により公表しなければなりません。

また、今回は農地利用最適化推進委員の方にも出席いただいております。推進委員の方におきましては、同法第２９条第２項により、意見を述べることができますが、議決権はございませんのでご注意願います。

委員の秘密保持義務につきましては、同法第１４条及び第２４条により職務上知りえたことは、その職を退いた後も漏らしてはなりません。

本日の総会資料は、総会終了後回収しますので、よろしくお願い致します。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。

議事日程の２番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長お願いいた

します。

**１．議　長（中山会長）**

田植えの準備等で大変お忙しい中、４月の定例総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

新しい年度となり最初の定例総会となりますが、今年度も精力的な議案の審議と農地利用最適化の推進にご尽力くださいますようお願いいたします。

また、総会終了後、農地利用最適化推進連絡会を予定していますので、引き続き皆様方の御協力をお願いいたします。

最後になりますが、本日の総会は、議案６件と報告事項３件となっています。

皆様の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

**１．事務局（大久保事務局長）**

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員１０名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

また本日は、農地利用最適化推進委員の１０名にも出席をいただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第４条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長にお願いいたします。

**１．議　長（中山会長）**

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いします。

まず、議事日程の３番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

**１．議　長（中山会長）**

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、９番山中委員、１０番中山和広委員の２名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第１号「農地法第３条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

１．事務局（大久保事務局長）

議案第１号「農地法第３条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請は４件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号１番、申請地は、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも田、面積は、[redacted]㎡、合計２筆、[redacted]㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号２番、申請地は、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、合計２筆、[redacted]㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号３番、申請地は、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]㎡、合計３筆、[redacted]㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号４番、申請地は、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

農地法第３条第２項各号につきましては、別紙「農地法第３条調査書」をご覧ください。

説明は以上です。

１．議　長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。１０番中山和広委員よりお願いします。

１．中山和広委員

４月３日、午前８時４０分から行った現地調査、書類審査結果について報告いたします。

当日は、中山会長、仲井委員、山中委員、私、事務局からは大久保事務局長、福田事務局長補佐の６名で書類審査、現地調査を行いました。

受付番号１番、地図は２ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約７３１アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は２名で、水稲、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、２筆、[redacted]㎡を規模拡大のため、農地中間管理機構が行う特例事業を利用し、売買により譲り受け、水稲を作付する予定です。

続きまして受付番号２番、地図は３ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請者は、自作地約１３アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は３名で、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、２筆、[redacted]㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、ブルーベリーを作付する予定です。

続きまして受付番号３番、地図は４ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約２１５アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は１名で、水稲、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、３筆、[redacted]㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、水稲を作付する予定です。

続きまして受付番号４番、地図は５ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約１１３アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は２名で、水稲、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、１筆、[redacted]㎡を規模拡大のため贈与により譲り受け、野菜を作付する予定です。

以上のことから、受付番号１番から受付番号４番については、農機具等も所有しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

**１．議　長（中山会長）**

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第１号受付番号１番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

**１．議　長（中山会長）**

質問がないようですので、受付番号２番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

**１．議　長（中山会長）**

質問がないようですので、受付番号３番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

**１．議　長（中山会長）**

質問がないようですので、受付番号４番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

**１．議　長（中山会長）**

質問がないようですので採決いたします。

議案第１号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

**１．議　長（中山会長）**

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第１号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

**１．議　長（中山会長）**

続いて、議案第２号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

**１．事務局（大久保事務局長）**

議案第２号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」をご説明いたします。

今月の農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請は２件となっております。６ページをご覧ください。

受付番号１番、申請理由は、令和７年５月１２日付、みらい農委指令第１７号をもっ

て建売住宅の許可を受けましたが、自己住宅への承継を伴う事業計画変更をするための申請になります。

申請地は、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]㎡でございます。

続きまして受付番号２番、申請理由は、令和７年５月１２日付、みらい農委指令第１９号をもって建売住宅の許可を受けましたが、自己住宅への承継を伴う事業計画変更をするための申請になります。

申請地は、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]㎡でございます。

説明は以上です。

**１．議　長（中山会長）**

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。９番山中委員よりお願いします。

**１．山中委員**

４月３日、午前８時４０分から行った現地調査、書類審査結果について報告いたします。

メンバーは、先程、議案第１号で中山和広委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号１番、２番は申請者が同一のため、一括して報告いたします。地図は７ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。

本申請は、令和７年５月１０日付、みらい農委指令第１７号、第１９号をもって建売住宅の許可を受けましたが、承継者が自己住宅を建築するため、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、受付番号１番、２番につきましては、承認しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

**１．議　長（中山会長）**

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第２号受付番号１番について、ご質問のある方は

挙手願います。
（挙手なし）

**１．議　長（中山会長）**
質問がないようですので、受付番号２番についてご質問のある方、挙手願います。
（挙手なし）

**１．議　長（中山会長）**
質問がないようですので採決いたします。
議案第２号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
（全員挙手）

**１．議　長（中山会長）**
はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第２号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

**１．議　長（中山会長）**
続いて、議案第３号「農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

**１．事務局（大久保事務局長）**
議案第３号「農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。
今月の農地法第５条の規定による転用許可申請は７件となっております。８ページをご覧ください。
受付番号１番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。
申請地は、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、合計２筆、[redacted]㎡でございます。
続きまして受付番号２番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。
申請地は、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡でございます。
続きまして受付番号３番、申請理由は自己住宅建築のための贈与となっております。

申請地は、■字■■■■■番■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号４番、申請理由は、駐車場、資材置場整備のための賃貸借権設定となっております。

申請地は、■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、■■■字■■■■■番■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■㎡、合計２筆、■■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号５番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、■■■字■■■■■番■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■㎡でございます。

続きまして受付番号６番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、■■■字■■■■■番■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号７番、申請理由は、自己住宅建築のための使用貸借権設定となっております。

申請地は、■■■■字■■■■■番■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

説明は以上です。

**１．議　長（中山会長）**

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。９番山中委員よりお願いします。

**１．　山中委員**

４月３日、午前８時４０分から行った現地調査、書類審査結果について報告いたします。

受付番号１番、地図は１０ページになります。

申請地は、■■■■■■の■側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が１０ｈａ未満の区域に位置する小集団の農地であるため、第２種農地と判断いたします。

申請者は、申請地２筆、■■■■㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっておりま

す。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号２番、地図は１１ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね５００メートル以内に、[redacted]、[redacted]があることから３種農地と判断いたします。

申請者は、申請地１筆、[redacted]㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号３番、地図は１２ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第１種農地と判断いたします。

申請者は、申請地１筆、[redacted]㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号４番、地図は１３ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね３００メートル以内に、[redacted]の出入り口があることから３種農地と判断いたします。

申請者は、運送業をおこなっており、受注増加に伴い、駐車場及び資材置場が手狭になったため、現在使用している駐車場の隣接地に、新しく駐車場、資材置場が必要になったため、申請地２筆、[redacted]㎡を利用し、大型トラック１２台、普通自動車１２台、フォークリフト１台分の駐車場を整備し、パレット１，５００枚、コンテナ１，０００個置く計画となっております。

事業計画に関する書面、事業経歴書等により、駐車場及び資材置場としての許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号５番、地図は１４ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね５００メートル以内に、「[redacted]」、「[redacted]」があることから第３種農地と判断いたします。

申請地１筆、[redacted]㎡、宅地１筆、[redacted]㎡、合計２筆、[redacted]㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号６番、地図は１４ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね５００メートル以内に、「[redacted]」、「[redacted]」があることから第３種農地と判断いたします。

申請地１筆、[redacted]㎡、宅地２筆、[redacted]㎡、合計３筆、[redacted]㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号７番、地図は１５ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第１種農地と判断いたします。

申請者は、申請地１筆、[redacted]㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、自己資金及び融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

**１．議　長（中山会長）**

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第３号受付番号１番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

**１．議　長（中山会長）**

質問がないようですので、受付番号２番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

**１．議　長（中山会長）**

質問がないようですので、受付番号３番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

**１．議　長（中山会長）**

質問がないようですので、受付番号４番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

**１．議　長（中山会長）**

質問がないようですので、受付番号５番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

**１．議　長（中山会長）**

質問がないようですので、受付番号６番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

**１．議　長（中山会長）**

質問がないようですので、受付番号７番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

**１．議　長（中山会長）**

質問がないようですので採決いたします。

議案第３号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

**１．議　長（中山会長）**

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第３号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

**１．議　長（中山会長）**

続いて、議案第４号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

**１．事務局（大久保事務局長）**

議案第４号「農地改良協議に対する同意について」をご説明いたします。

今月の農地改良協議書は１件となっております。１６ページをご覧ください。

受付番号１番、申請地は、[redacted]字[redacted]番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]㎡、合計２筆、[redacted]㎡でございます。

説明は以上です。

**１．議　長（中山会長）**

事務局の説明が終わりましたので､続いて現地確認及び書類審査の報告をお願いいたします。８番仲井委員よりお願いします。

**１．仲井委員**

４月３日、午前８時４０分から行った現地調査、書類審査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第１号で中山和広委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号１番、地図は１７ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。

今回提出されました農地改良計画の内容は、田畑転換するための申請になります。

搬入期間については、許可後から５月３１日までとなっております。

搬入土は，[redacted]字[redacted]番の山林の土を使用する計画になっており、搬入後は、大豆の作付けを予定しております。

各委員のご審議をお願いいたします。

**１．議　長（中山会長）**

ありがとうございました。現地調査、書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第４号受付番号１番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

**１．議　長（中山会長）**

質問がないようですので採決いたします。

議案第４号について原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**１．議　長（中山会長）**

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第４号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

**１．議　長（中山会長）**

続いて、議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

**１．事務局（大久保事務局長）**

議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を説明します。１８ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が１４４筆で、２９６，９２２㎡、畑が２２筆で、３４，１９３㎡、合計１６６筆、３３１，１１５㎡です。貸し手が４６人で、借り手が１５人となります。

次に更新案件ですが、田が３筆で、４，７７０㎡、畑が１筆で、１，５００㎡、合計４筆、６，２７０㎡です。貸し手が２人で、借り手が２人となります。

合計では、田が１４７筆で、３０１，６９２㎡、畑が２３筆で、３５，６９３㎡、合

計１７０筆、３３７，３８５㎡です。貸し手が４８人で、借り手が１７人となります。

権利の設定開始は、令和８年６月１日からとなります。

詳細につきましては、１９ページから２７ページの農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。

説明は以上です。

**１．議　長（中山会長）**

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいりますが、２３ページの受付番号９３番は文隨推進委員、受付番号９４番から受付番号１７０番は４番岡野会長職務代理者が議事参与の制限となっております。したがいまして、３つに分けて審議を進めてまいります。

まず、受付番号１番から受付番号９２番について審議いたします。ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

**１．議　長（中山会長）**

質問がないようですので採決いたします。議案第５号の受付番号１番から受付番号９２番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

**１．議　長（中山会長）**

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第５号の受付番号１番から受付番号９２番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

**１．議　長（中山会長）**

続いて、受付番号９３番について審議いたします。文隨推進委員の退席をお願いします。

（文隨推進委員退席）

**１．議　長（中山会長）**

それでは審議します。受付番号９３番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

１．議　長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第５号の受付番号９３番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

１．議　長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第５号の受付番号９３番については原案のとおり承認することに決定いたしました。文隨推進委員の復席をお願いします。

（文隨推進委員復席）

１．議　長（中山会長）

続いて、受付番号９４番から受付番号１７０番について審議いたします。４番岡野会長職務代理者の退席をお願いします。

（岡野会長職務代理者退席）

１．議　長（中山会長）

それでは審議します。受付番号９４番から受付番号１７０番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

１．議　長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第５号の受付番号９４番から受付番号１７０番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

１．議　長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第５号の受付番号９４番から受付番号１７０番については原案のとおり承認することに決定いたしました。岡野会長職務代理者の復席をお願いします。

（岡野会長職務代理者復席）

１．議　長（中山会長）

以上審議の結果、議案第５号は全て原案のとおり承認することに決定いたしました。資料の（案）を削除お願いします。

**１．議　長（中山会長）**

続いて、議案第６号「令和８年度最適化活動の目標の設定等（案）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

**１．事務局（飯山係長）**

議案第６号「令和８年度最適化活動の目標の設定等（案）について」をご説明いたします。２８ページをご覧ください。

農業委員会等に関する法律第６条第２項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、法第３７条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされております。

最適化活動の目標設定についてですが、農林水産省経営局長通知より、翌年度（令和８年度）の最適化目標を設定し、４月末までに公表することとなっております。

事前にお送りしておりますＡ４縦の右上に「別紙様式１」と記載してある資料をご覧ください。

１ページ目「Ⅰ．農業委員会の状況」になりますが、令和８年４月１日現在のつくばみらい市農業委員会の体制になります。

「２．農家・農地等の概要」については、農林業センサスによる公表されている面積や農業従事者の人口の数値になり、認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者は産業経済課からの情報提供によるものです。耕地面積については、農林業センサスで公表されている耕地面積になります。

続いて２ページをご覧ください、「Ⅱ．最適化活動の目標」でございますが、こちらは最適化活動の成果目標と活動目標の２つに分かれております。

まず「１．最適化活動の成果目標」ですが、

（１）農地の集積は、現状、管内の農地面積３，４１８ｈａ、集積面積が１，８１７．６６ｈａ、集積率５３．２％となっております。

続いて、集積目標でございますが、茨城県の担い手の農地集積目標が、令和１２年度において担い手の集積率を６６％としております。つくばみらい市の担い手の農地集積面積は令和７年度末時点で１，８１７．６６ｈａ、集積率が５３．２％でした。

令和１２年度までの残り５年間において、段階的に増やしていく目標として、来年度

（令和８年度）の目標は、新規集積面積１５４．３４ｈａ、集積面積累計１，９７２ｈａ、集積率　５７．７％に設定いたしました。

次に（２）遊休農地の解消でございますが、①現状が市全体で１０９．７ｈａ、草刈り等で解消可能な緑区分の遊休農地は、２７．６ｈａですが、②の目標面積については、令和３年度の緑区分の遊休農地面積が基準となりますので、全体３３．７ｈａから５分の１である６．７４ｈａに設定いたしました。

重機が入らなければ難しい黄色区分の遊休農地８２．５ｈａについては、工程表の策定方針を示すことになっておりますが、国からの掲示がされていないので「土地改良事業の土地改良事業計画等で解消する」という定型文を入れてくださいとの県からの説明によりそのまま入れてあります。

新規発生の遊休農地の解消については、国から前年度中に新規に発生した緑区分の遊休農地はすべてを解消するとありますので、令和７年度に新規発生した面積１．８ｈａで設定いたしました。

続いて３ページをご覧ください。「（３）新規参入の促進」ですが、①現状である令和７年度は、個人の方１名（飯田　光亮氏。いちご。父の農地を借りて営農。認定新規就農者。）を実績に入れております。②目標の面積ですが、過去令和５年度から令和７年度の３年間で農地法第３条の権利設定と農業経営基盤強化促進法による利用権設定で権利設定された面積の１割を新規参入者の集積目標とすることになっておりますので、１３．５ｈａを目標面積として設定いたしました。

２．最適化活動の活動目標ですが、

（１）最適化活動を行う目標日数については、令和７年度と同じく月１０日間活動すると設定させていただきました。

（２）活動強化月間の設定目標についても、令和７年度と同じで利用状況調査と新規参入の促進を計画に入れました。

（３）新規参入相談会への参加目標ですが、市産業経済課が開催する地域計画の協議の場に令和８年度中２回参加していく目標に設定いたしました。

令和８年度最適化活動の目標の設定等（案）についての説明については以上です。

**１．議　長（中山会長）**

事務局の説明が終わりましたので、審議いたします。

議案第６号について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

**１．議　長（中山会長）**

質問がないようですので採決いたします。議案第６号について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

**１．議　長（中山会長）**

はい、ありがとうございます。議案第６号は全員賛成により、原案のとおり決定いたしました。資料の（案）を削除お願いします。

**１．議　長（中山会長）**

議案は以上でございます。続いて、報告事項に入ります。報告事項３件について一括して事務局より報告願います。

**１．事務局（飯山係長）**

報告事項①「農地法第５条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は２９ページをご覧ください。

今回の転用届出に対する専決処分は、小絹地区が２件、みらい平地区が１件となります。

申請理由は、ごみ集積所設置のための所有権移転が１件、事務所建築のための所有権移転が１件、駐車場整備のための所有権移転が１件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は３０ページから３４ページをご覧ください。

今回の合意解約は２０件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが２件、耕作者変更のためのものが１７件、農地法第５条申請のためのものが１件となっております。

続きまして、報告事項③「制限除外の農地の移動届について」をご報告します。議案書は３５ページをご覧ください。

今回の移動届は３件となります。

申請理由は、道路用地にするためのものが１件、つくばみらいスマートインターチェンジ事業に伴う作業ヤードとして使用するためのものが１件、農業用倉庫建築のためのものが１件となっております。

報告は以上です。

**１．議　長（中山会長）**

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、４月定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和８年４月１０日

つくばみらい市農業委員会

議　　長　　㊞

議事録署名委員　　㊞

議事録署名委員　　㊞